

第 7 号議案

令和 5 年度京都府指定文化財の指定等について

京都府教育委員会基本規則第 17 条第 1 項第 13 号の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 6 年 3 月 8 日

教育長 前川 明範

提出の理由

京都府文化財保護条例の規定に基づき、別表に掲げるとおり京都府指定文化財を指定等するために提出するものである。

令和 5 年度 京都府指定・登録文化財等答申件数

種 別 \ 区 分			指 定	登 録	決 定	選 定	* 1 (認定)	合 計
指 定 ・ 登 録	有 形 文 化 財	建 造 物		2	—			2
		美 術	絵 画	2	—			2
			彫 刻	2	—			2
			工 芸 品	—	—			—
			書 跡 ・ 典 籍	—	—			—
			古 文 書	1	—			1
			考 古 資 料	—	—			—
			歴 史 資 料	—	—			—
			小 計	5	—			5
		無 形 文 化 財		1	—			1
	有 形 民 俗 文 化 財		—	—				—
	無 形 民 俗 文 化 財	風 俗 ・ 慣 習	—	—				—
		民 俗 芸 能	—	—				—
		小 計	—	—				—
	記 念 物	史 跡	—	—				—
		名 勝	—	—				—
		天 然 記 念 物	—	—				—
		天然記念物及び名勝	—	—				—
		小 計	—	—				—
	決定	文化財環境保全地区			—	—		
選定	選定保存技術			—	—	—		—
	文化的景観			—	—	—		—
総 合 計			8	—	—	—	1	8

* 1 「認定」とは、指定無形文化財の保持者の認定数であり、全体件数の外数である。

別表

(1) 有形文化財（建造物） 2 件

番号	名称及び員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
①	あさくらじんじや 旦棕神社本殿 1 棟	二間社流造、こけら葺 附 覆屋 1 棟 桁行正面五間背面六間、梁行六間、一重、切妻造、棧瓦葺 棟札 1 枚 造立寛文十二天壬子卯月吉日の記がある	宗教法人 旦棕神社	城陽市観音堂小字甲畑 1 番地の 12	城陽市観音堂小字甲畑
②	てんまんじんじや 天満神社本殿 1 棟	一間社流造、檜皮葺 附 棟札 13枚 造立上葺万治二年己亥八月吉日の記があるもの 1 上葺貞享四年丁卯八月吉日の記があるもの 1 上葺修理享保第四己亥年二月吉日の記があるもの 1 新築石壇享保十七壬子年二月二十五日の記があるもの 1 上葺修理寛延第三庚午載三月吉祥日の記があるもの 1 再興箱棟台石御殿彩色安永四乙未年四月吉祥日の記があるもの 1 修葺寛政三辛亥年十二月十九日の記があるもの 1 上葺修理文化九年甲辰四月吉祥日の記があるもの 1 修理嘉永第五年壬子	宗教法人 天満神社	城陽市大字市辺小字城下 88 番地	城陽市大字市辺小字城下

		八月二十日の記があるもの 1 再興嘉永五子歳八月吉祥日の記があるもの 1 修覆明治十三年辰五月一日の記があるもの 1 大正十二年十二月の記があるもの 1 昭和四十五年五月の記があるもの 1 獅子口 2 個			
--	--	--	--	--	--

(2) 有形文化財（美術工芸品） 5 件

番号	種別	名称及び員数	所有者	製作年代
③	絵画	絹本著色五智如来像 1 幅	宗教法人大智寺（木津川市）	鎌倉時代
④	絵画	酬恩庵方丈障壁画 狩野探幽筆 43 面 附 紙本墨画太湖石図 原在中筆 2 面 紙本金地著色梅松図 2 面	宗教法人酬恩庵（京田辺市）	慶安 3 年（1650）
⑤	彫刻	木造阿弥陀如来坐像 1 軀	宗教法人了蓮寺（京都市左京区）	平安時代
⑥	彫刻	木造阿弥陀如来立像 1 軀	宗教法人佛性寺（宮津市）	鎌倉時代
⑦	古文書	岡田国神社文書 76 点 附 文書箱 1 合 万延二年二月の墨書銘がある	中岡英文	応永 32 年（1425）～明治時代

(3) 無形文化財

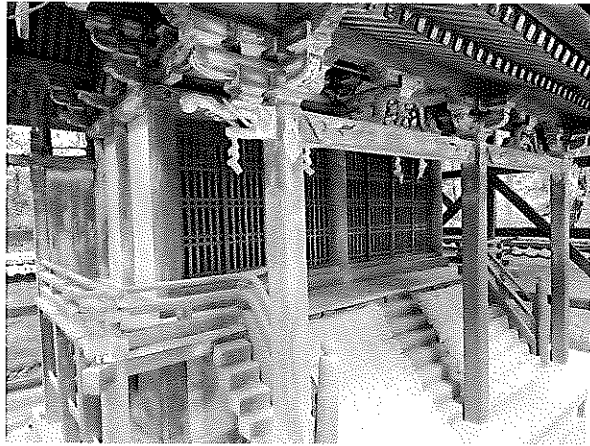
番号	区分	名称	保持者
⑧	染織	こめおり 穀織	海老ヶ瀬順子

(1) 有形文化財（建造物）

① 旦棕神社本殿

寛文 12 年（1672）年に建設された二間社流造の本殿。府内でも類例の少ない二間社本殿のうち、最古の遺構として貴重である。近在の荒見神社本殿〔慶長 9 年（1604）、重要文化財〕と共通する意匠を取り入れつつも、大工の個性がよくあらわれた華やかな建物である。

（昭和 57 年度 京都府登録文化財）

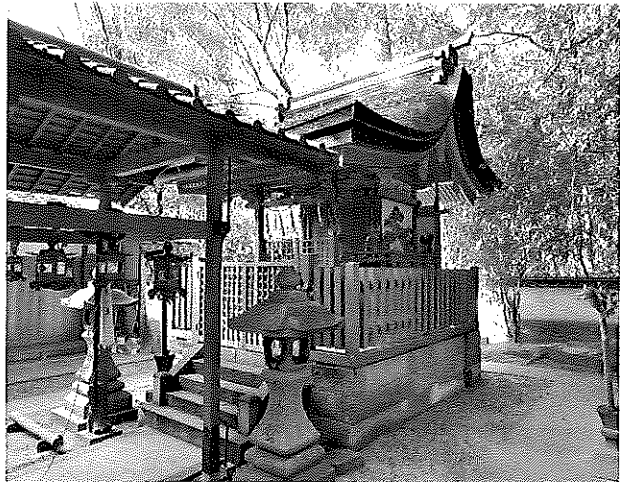


① 旦棕神社本殿（旦棕神社・城陽市）

② 天満神社本殿

17 世紀前期に建設されたと考えられる一間社流造の本殿。社殿の規模は小さいものの、古様を留めた丁寧な造りとしているほか、社殿全体に極彩色を施すなど華やかな建物である。また、棟札が多く残されていて、その修理の経緯などが確認できることから、歴史的にも価値が高い。

（昭和 57 年度 京都府登録文化財）



② 天満神社本殿（天満神社・城陽市）

(2) 有形文化財（美術工芸品）

③ 絹本着色五智如来像

一幅の画面に五体の尊格が描かれる。それらは両界曼荼羅に描かれる諸尊のうち胎藏界曼荼羅の中心を成す中台八葉院に配される五仏に一致し、このような五仏の尊格のみによって構成される画像は類例がなく大変貴重である。それぞれの尊格が繊細で丁寧な輪郭によって描き出され、着衣の描写には金箔を細く切り出した^{きりかね}截金の表現も見られるなど、優れた技術を見せ、鎌倉時代に遡る優品としても高く評価される。

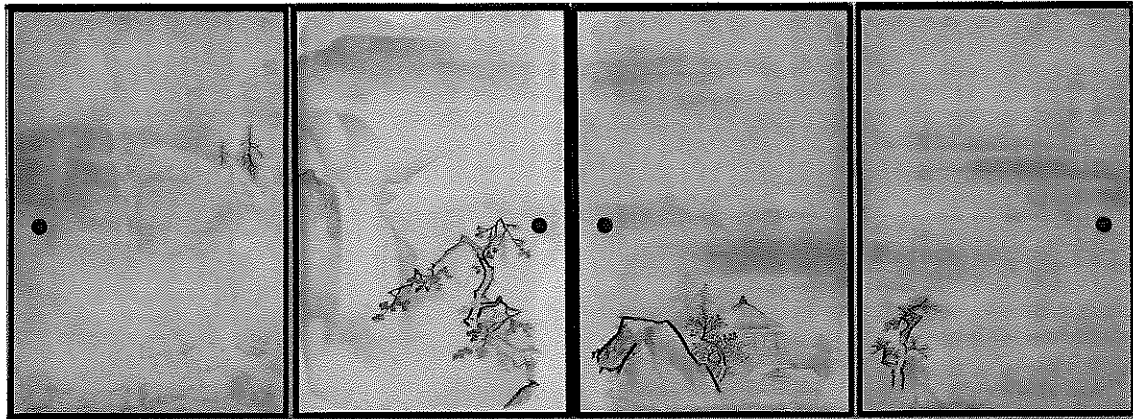
（令和 4 年度 京都府暫定登録文化財）



③ 絹本着色五智如来像（大智寺・木津川市）

④酬恩庵方丈障壁画 狩野探幽筆

酬恩庵方丈は、江戸時代、慶安三年（1650）に前田利常の寄進により再興された。その際に描かれた襖絵として伝わる本作には「探幽斎筆」の款記があり、当時の狩野派の中心人物である狩野探幽によって描かれたと考えられる。方丈の中心となる室中の間には「山水図」が描かれ、余白と微妙な墨のグラデーションによって瀟洒な山水景を描き出しており、探幽の制作年代がわかる基準的な作例として貴重である。



④酬恩庵方丈障壁画 狩野探幽筆（酬恩庵・京田辺市）

⑤木造阿弥陀如来坐像

百万遍知恩寺山内寺院の了蓮寺に、本尊として祀られる阿弥陀如来坐像。

全体に平安時代後期のいわゆる和様彫刻の特徴をよく示し、すぐれた出来栄を示している。像内全面に黒漆を塗るなど、非常に丁寧な作りである。江戸時代には雲居寺、あるいは高山寺伝来と伝わっていた像だが、像の特徴からも、しかるべき高位の発願者によって作られた、由緒のある像と考えられる。なお、螺髪を一粒ずつ鉄釘で留める点は珍しい。

両手先等を含めほぼ全て制作当初のものを残し、保存状態良好な平安後期彫刻の優品として高く評価できる。



⑤木造阿弥陀如来坐像（了蓮寺・京都市）

⑥木造阿弥陀如来立像

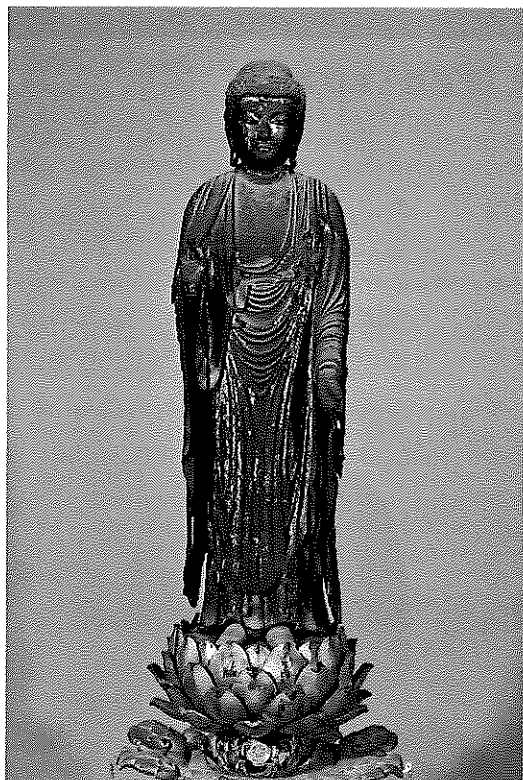
佛性寺本尊の阿弥陀如来立像。

唇に水晶を嵌め、口の中に金属板による歯列を表し、両足先に^{ほぞ}柄を作り出さず、かかと後方に丸棒2本を伸ばして台座上に立てる等の非常に珍しい特徴を持つ。これらはいずれも生身の^{しょうじん}仏への鎌倉時代の独特の信仰を背景に採用された表現だと考えられている。

唇に水晶を嵌める如来像は、全国的に見ても、京都市下京区・^{じょうとくじ}上徳寺の阿弥陀如来立像、東京国立博物館の菩薩立像（いずれも重要文化財）と本像の3例のみで、極めて珍しい。

上徳寺像よりはやや新しい、鎌倉時代13世紀中頃の制作と考えられ、鎌倉時代に流行した、生身の仏への信仰を背景に作られた珍しい如来像として貴重なものである。

（令和元年度 京都府暫定登録文化財）



（全体）



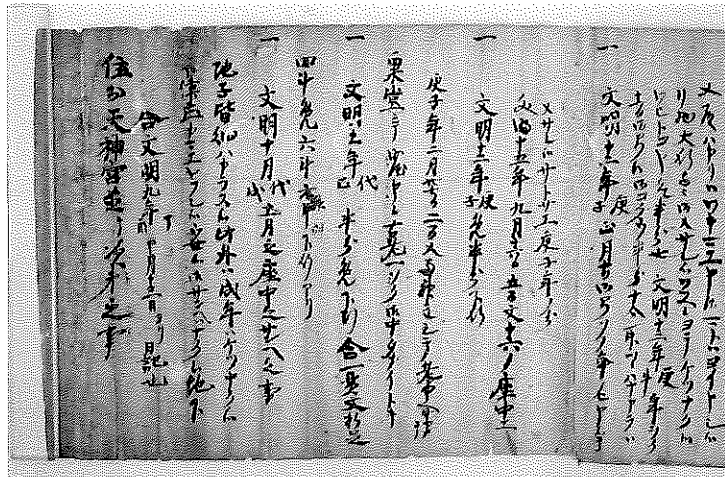
（面部 近景）

⑥木造阿弥陀如来立像（佛性寺・宮津市）

⑦岡田国神社文書

木津川市木津の岡田国神社の宮司家に伝来した資料。岡田国神社は木津郷の氏神で、明治時代以前は天神宮と称した。室町時代から明治時代までの史料を含むが、特に室町時代に作成された古文書は、当時の神事や祭礼について記されており、中世の神社や村落について知るうえで貴重な史料である。

(令和4年度 京都府暫定登録文化財)



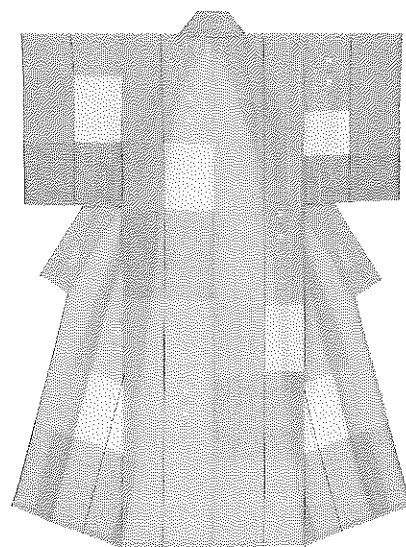
⑦岡田国神社文書（個人・木津川市）

(3) 無形文化財

⑧穀織（保持者：海老ヶ瀬順子）

穀織は、^{こめおり}綴り織と呼ばれる織技法の一つで、夏の有職装束などに用いられてきた。

海老ヶ瀬氏は、昭和32年（1957）石川県金沢市に生まれた。京都西陣の染織作家で重要無形文化財保持者であった北村武資氏に師事して多様な織技術を習得した後、穀織の技法で伝統工芸展へ出品している。令和5年第70回日本伝統工芸展で「穀織着物『Garden』」が日本工芸会会長賞を受賞するなど、伝統的な技法を用いて現代的に展開された作品は高く評価されている。



穀織着物「Garden」 第70回日本伝統工芸展
日本工芸会会長賞

⑧穀織 保持者：海老ヶ瀬順子（綾部市）

区分	種別	有形文化財										無形文化財	有形民俗文化財	無形民俗文化財						記念物						合計	文化財環境保全地区	(選定保存技術)	文化的景観(選定)	総合計
		建造物		美術工芸品										風俗習慣	民俗芸能	小計	史跡	名勝	天然記念物	天然記念物	天然記念物	史跡	小計							
		件数	棟(基)数	絵画	彫刻	工芸品	書籍	彫文書	考古資料	歴史資料	小計																			
指定	S57～H14	△1395	△56280	△242	△540	△134	△19	△536	△116	△112	△16189	(認定6) △811	△12	△17	△213	△320	△321	△117	△114	△00	△00	△552	△46369	△064	(認定8) △57	△00	△51440			
	15	△13	△410	△11	1	△12	△12		2		△38					△00			1			△01	△412	1		△413				
	16	3	8	1	1	1	2	2		1	△08	(認定1) 1				△00			1			△01	△013	1		△014				
	17	3	3	2	1	1		1	1		△06	(認定2) △11				△00	1					△01	△111	1		△112				
	18	2	11	△13	1	2	1		1		△18					△00		1				△01	△111			△111				
	19	2	4	2	1		2				△05			1		△01						△00	△08	1		△012				
	20	1	4	1	1	△11		1	1		△15	(認定3) △23				△00	1					△01	△310			△312				
	21	2	10	△12	1				1	1	△15					△00						△00	△17			△19				
	22	2	2	2	1	1		1			△05	(認定4) △12				△00	1					△01	△110			△111				
	23	1	9	1	1			1			△03					△00						△00	△04			△05				
	24	4	6	1	1	1			1		△04	(認定1) 1				△00						△00	△09			△09				
	25	2	4	2	1			3			△06		1										△09			△09				
	26	3	4	1	1						2	(認定1)											5			16				
	27	2	3	2	1	1					4												6			6				
	28	2	6	3	1			1			5			1		1		2				2	10			10				
	29	8	10	3	1	1	1	1	11		18		1	1		1	1			1		2	30			30				
	30	3	5	3	3			1	3		10	(認定1) 1					2					2	16			16				
	1	1	2	1	1				1		3			1		1	1					1	6			6				
	2				1	1			1		3											0	3	1		4				
	3	△12	△12	2	2	1	1	1	1		8	1					1					1	△112			△112				
	4	1	1	2	1			2			5											0	6			6				
	5	2	2	2	2			1			5	1										0	8			8				
	H15～R5計		△249	△5106	△338	△025	△212	△19	△016	△024	△02	△6126	(認定10) △411	△02	△04	△00	△04	△08	△03	△02	△01	△00	△014	△12206	△05	△00	△010	△12221		
		合計	△15144	△61386	△580	△565	△346	△218	△552	△140	△114	△22315	(認定16) △1222	△14	△111	△213	△324	△329	△120	△116	△01	△00	△566	△58575	△069	(認定8) △57	△010	△63661		

(注) (1) 建造物の棟(基)数は、件数に含めない。

(2) △印は、重要文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の指定が解除となった件数（棟数）で内数である。

(3) ▲印は、重要文化財、府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の登録が解除となった件数（棟数）で内数である。

(4) ▼印は、重要文化財、府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の暫定登録が解除となった件数（棟数）で内数である。

(5) 無形文化財及び選定保存技術の保持（保存）団体の認定数（）は、件数に含めない。

京都府指定登録暫定登録文化財・文化財環境保全地区・選定保存後術・文化的景観件数一覧 (その2:登録、合計 R6年3月31日見込み)

区分	種別	有形文化財										無形文化財	有形民俗文化財	記念物										合	(文化財環境保全地区)	(選定保存技術)	(文化景観)	総合計
		建造物		美術工芸品										記念物														
		件数	棟数 (基)	絵画	彫刻	工芸品	書跡典籍	古文書	考古資料	歴史資料	小計			風俗慣習	民俗芸能	小計	史跡	名勝	天然記念物	天然記念物及び勝跡	名勝	史跡	小計					
登録	S57～H13計	▲879	▲13138	▲08	▲210	▲09	▲01	▲08	▲01	▲01	▲238	(認定0)▲00	▲012	▲022	▲044	▲066	▲00	▲00	▲16	▲00	▲00	▲10	▲16	▲11201	▲00	(認定0)▲00	▲00	(認定0)▲11201
	14	1	1								▲00			1	1	▲01						▲00	▲02				▲02	
	15	1	1								▲00		1		1	▲01						▲00	▲02				▲02	
	16	1	1								▲00				0	▲00						▲00	▲01				▲01	
	17	2	3								▲00				0	▲00						▲00	▲02				▲02	
	18										▲00		1		1	▲01						▲00	▲01				▲01	
	19	1	1								▲00				0	▲00						▲00	▲01				▲01	
	20	1	1								▲00				0	▲00						▲00	▲01				▲01	
	21										▲00			1	1	▲01		1				▲01	▲02				▲02	
	22										▲00				0	▲00						▲00	▲00				▲00	
	23	1	3							1	▲01				0	▲00		1				▲01	▲03				▲03	
	24	1	2								▲00				0	▲00						▲01	▲01				▲01	
	25	2	4		1						1											▲03					3	
	H26～R5										0												0				0	
	H14～R5計	▲011	▲017	▲00	▲01	▲00	▲00	▲00	▲00	▲01	▲02	(認定0)▲00	▲00	▲02	▲02	▲04	▲00	▲01	▲01	▲00	▲00	▲00	▲02	▲019	▲00	(認定0)▲00	▲00	(認定0)▲019
	合計	▲890	▲13155	▲08	▲211	▲09	▲01	▲08	▲01	▲02	▲240	(認定0)▲00	▲012	▲024	▲046	▲070	▲00	▲01	▲17	▲00	▲00	▲10	▲18	▲11220	▲00	(認定0)▲00	▲00	(認定0)▲11220

- (注) (1) 建造物の棟(基)数は、件数に含めない。
(2) ▲印は、重要文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。
(3) ▲印は、重要文化財、府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の登録が解除となった件数(棟数)で内数である。
(4) ▼印は、重要文化財、府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の暫定登録が解除となった件数(棟数)で内数である。
(5) 無形文化財及び選定保存技術欄の保持(保存)団体の認定数()は、件数に含めない。

京都府指定登録暫定登録文化財・文化財環境保全地区・選定保存後継・文化的景観件数一覧（その3：暫定登録 R6年3月31日見込み）

区分	種別	有形文化財										無形文化財	有形民俗文化財	無形民俗文化財										記念物	合	文化財環境保全地区	選定保存技術	文化景観	総合計		
		建造物		美術工芸品										無形民俗文化財																	
		件数	棟数 (基本)	絵画	彫刻	工芸品	書簡	古文書	考古資料	歴史資料	小計			風俗習慣	民俗芸能	小計	史跡	名勝	天然記念物	天然記念物	名勝及び	史跡	小計								
暫定登録	29	▼6 548	▼6 548		▼5 167	48			▼1 20	▼4 43		▼10 11	397		45				0	22	2				2	26	▼16 1016				▼16 1016
	30	▼2 89	▼2 89	▼1 12	3		4	5	7		▼1 32		4				▼1 5	3						▼1 8	▼4 133				▼4 133		
	1			▼1 43	▼2 9	10	1		▼1 5	▼1 5		▼5 30							1	1					2	▼5 75				▼5 75	
	2				▼1 25	16			▼1 2	▼1 2		▼3 43					▼1 1							▼1 1	▼4 89				▼4 89		
	3					11	16			3	2	1	33							1					1	48				48	
	4				▼1 12	10			▼1 6		2		▼2 30							1						1	▼2 35				▼2 35
	5					10	13		1	3	2		29														39				39
	合計	▼8 753	▼8 753	▼4 246	▼7 116	▼0 1	▼0 25	▼4 65	▼6 128	▼0 13	▼21 594	▼0 0	▼0 49	▼0 0	▼0 0	▼0 0	▼2 31	▼0 6	▼0 0	▼0 0	▼0 0	▼0 2	▼2 39	▼31 1435	▼0 0	▼0 0	▼0 0	▼31 1435			
合計	△15 ▲8	△61 ▲13	△5 ▲0	△5 ▲2	△3 ▲0	△2 ▲0	△5 ▲0	△1 ▲0	△1 ▲0	△22 ▲2	(認定16) △12 ▲0	△1 ▲0	△1 ▲0	△2 ▲0	△3 ▲0	△3 ▲0	△1 ▲0	△1 ▲1	△0 ▲0	△0 ▲0	△0 ▲1	△5 ▲0	(認定0) △0 ▲11	△0 ▲0	△5 ▲0	△0 ▲0	(認定8) △0 ▲0	△0 ▲0	△63 ▲11		
	▼8	▼8	▼4	▼7	▼0	▼0	▼4	▼6	▼0	▼21	▼0	▼0	▼0	▼0	▼0	▼2	▼0	▼0	▼0	▼0	▼2	▼31	▼31	▼0	▼0	▼0	▼0	▼31			▼31
	987	1294	334	192	56	44	125	169	29	949	22	65	35	59	94	60	27	23	1	2	113	2230	69	7	10	2316				2316	

- (注) (1) 建造物の棟(基)数は、件数に含めない。
(2) △印は、重要文化財等に指定又は文化財の喪失等により、京都府の指定が解除となった件数（棟数）で内数である。
(3) ▲印は、重要文化財、府指定文化財等に指定又は文化財の喪失等により、京都府の登録が解除となった件数（棟数）で内数である。
(4) ▼印は、重要文化財、府指定文化財等に指定又は文化財の喪失等により、京都府の暫定登録が解除となった件数（棟数）で内数である。
(5) 無形文化財及び選定保存技術の保持（保存）団体の認定数（）は、件数に含めない。

京都府指定・登録文化財市町村別件数一覧

(令和6年3月31日見込み)

市 区 町 村 別	有形文化財																無 形 文 化 財	民俗文化財				記念物						指定 登録 小計	文化財 環境保全地区	選定 保存 技術	文化 の 景 観	合 計					
	建 造 物	美術工芸品														有 形		無 形	史 跡	名 勝	天 然 記 念 物	天然記念物及び名勝															
		絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 跡 典 籍	古 文 書	考 古 資 料	歴 史 資 料	小 計																												
市町村	指定 件	登録 件	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	決定	選定	選定						
京都市	49	8	36	0	16	1	20	0	6	0	10	0	10	0	7	1	105	2	7		2	0	1	2	3	0	1	0	2	0	0	170	12	1	2	185	
向日市	2	1											1				1	0				1								4	1			1	6		
長岡京市	1	1	2		5						2		1				10	0							1			1		12	2	1			15		
大山崎町		1			1				1		1		1				4	0												4	1				5		
宇治市	11	3			3		1				2		3				9	0				1		2		4				27	3	2			32		
城陽市	2	2			1										1	1	1				2									3	5	4			12		
八幡市	5	2			3		2		1		2		1				9	0					1	1		1		1		17	3	2			22		
京田辺市	1	5	4		2	1					1	1	1				8	2					2							11	7	6			24		
木津川市	4	8	3	1	4	3	3	1			2		1		1		14	5				3	1	5	1			1		21	21	8			50		
久御山町	1												1				0	1					2							1	3				4		
井手町	1	1				1					1		1				2	1									1			4	2	2		1	9		
宇治田原町	1	3			1												1	0					1	1						3	4	2			9		
笠置町		2	1						1		1						3	0						1						3	3	1			7		
和束町	1	1	2		2												4	0				2		1			1			6	4	1		1	12		
精華町	1	1					1										1	0				2								4	1	2			7		
南山城村		2	1										1				1	1					1							2	3	1		1	7		
亀岡市	7	6	3		6		2	2			3				3		17	2				1	1	3		3	1			28	13	7			48		
南丹市	8	7	1		2		1	2		1	1		1				6	3				2	10	3			1			20	20	7			47		
京丹波町	1	5	2		3	1		1			2		2				9	2				1	3				1			12	10	2			24		
綾部市	7	7	1			1	2		1		1	1	1				6	2	2				3			1		1		17	12	5		1	35		
福知山市	5	4	6		1	1	2	2	2		4		3				18	3	1		1		2	6	3			2		32	13	5		2	52		
舞鶴市	8	3	3		2		2		1		3	2	1				12	2				1		11		2				22	17	3			42		
宮津市	6	1	4		6		2	1	2		6	1	3		1		24	2				3	1	2		3		1		35	8	1		1	45		
京丹後市	5	5	3	7	2		4				1	1	6	1	1		17	9				3	11	7		1		1	1	35	25	3		2	65		
伊根町		1	1						1		4						6	0				2	5							8	6				14		
与謝野町	2	2	2				1						2				5	0				1	3	4		2		2		16	5	3			24		
地域定めず																	0	0										5		0	5				5		
合 計	129	82	75	8	60	9	43	9	16	1	47	8	39	1	13	2	293	38	10	0	3	12	21	70	26	0	19	1	15	6	1	517	209	69	2	10	807
	211			83		69		52		17		55		40		15		331		10		15		91		26		20		21		726					

重要文化財及び府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により府の指定・登録が解除、取消となった件数は除く。